

平成 2 3 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	3	府 省 庁 名	環 境 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他()		
要望 項目名	日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>日本環境安全事業株式会社が取得する P C B 廃棄物処理施設等の不動産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <p>用途による不動産取得税の非課税</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第 10 条第 4 項 地方税法施行令附則第 6 条の 16 第 4 項 〕		
減収 見込額	(初年度) - (5 3) (平年度) - (8 0) (単位 : 百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、P C B 廃棄物処理を完了させ、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>P C B は人体・環境に有害な物質として昭和 47 年に新たな製造が禁止されたにも関わらず、その後 30 年間にも及び長期保管による紛失や漏洩等による環境汚染の進行が懸念され、平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という）」が制定され、P C B 廃棄物の保管事業者は P C B 廃棄物の処理が義務づけられるとともに、国及び地方公共団体においても P C B 廃棄物が確実にかつ適正な処理が行われるために必要な措置を講ずることに努めなければならない旨義務づけられた。</p> <p>特措法に基づく P C B 廃棄物処理事業は当初環境事業団により実施されることとなっていたが、特殊法人改革の一環として環境事業団も組織の改革が行われ、P C B 廃棄物処理事業は、日本環境安全事業株式会社法に基づき設立された日本環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という）が引き継ぐこととなった。環境事業団は不動産取得税等様々な特例措置を認められており、P C B 廃棄物処理事業を引き継いだ J E S C O も会社設立時には不動産取得税に係る特例措置を認められ、さらに平成 21 年度にも延長を認められた。</p> <p>P C B 廃棄物処理事業は現在も必要な P C B 廃棄物処理施設を建設中であるため、J E S C O に対する不動産取得税に係る特例措置の延長を要望するものである。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			
	ページ	3 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	[廃棄物・リサイクル対策の推進] ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、P C B 廃棄物処理を完了することとしている。
	政策の達成目標	処理の目標とする P C B 廃棄物量 第 1 事業（高圧トランス等）：高圧トランス（13,500 台） 高圧コンデンサ（265,000 台） その他機器（51,000 台） 第 2 事業（P C B 汚染物等）：P C B 汚染物等（3,527 t）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年延長を要望
	同上の期間中の達成目標	処理の目標とする P C B 廃棄物量（これまでの実績を含む総量） 第 1 事業（高圧トランス等）：高圧トランス（13,500 台） 高圧コンデンサ（265,000 台） その他機器（51,000 台） 第 2 事業（P C B 汚染物等）：P C B 汚染物等（3,527 t）
	政策目標の達成状況	平成 21 年度までの実績： 第 1 事業（高圧トランス等）*：高圧トランス類（4,251 台） 高圧コンデンサ類（52,306 台） 第 2 事業（P C B 汚染物等）：P C B 汚染物等（14 t） * 達成目標中の「その他機器」を実際の処理手順により「高圧トランス類」、「高圧コンデンサ類」に分類したもの。
有効性	要望の措置の適用見込み	239.7 百万円 （2 件）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	P C B 廃棄物処理施設という特殊な施設の性格上、設置数は限られているが、施設設置時のコストが高額であり、P C B 廃棄物の処理を完了するためには、税制優遇による支援が必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	日本環境安全事業株式会社に対する P C B 廃棄物処理施設整備費補助金 9,400 百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は P C B 廃棄物処理施設整備に係る国庫補助金であり、処理施設設置に伴う負担を直接軽減する措置は本特例措置以外にない。
	要望の措置の妥当性	P C B 廃棄物処理施設という特殊な施設の性格上、設置数は限られているが、P C B 廃棄物保管事業者は全国に数万事業者存在し、P C B 廃棄物の早期・適正な処理が求められている。早期・適正に P C B 廃棄物の処理を完了するためには、特措法に基づき国・地方公共団体・保管事業者等に科された役割分担のもと、本措置も引き続き実施する必要がある。
	ページ	3 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>17年度 2件 65百万円(北九州事業建物、大阪事業用地) 18年度 2件 351百万円(豊田事業建物、東京事業建物) 19年度 1件 104百万円(大阪事業建物) 20年度 1件 103百万円(北海道事業建物) 21年度 0件 22年度 1件 112百万円(北九州第2期事業建物)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>適用実績 734.7百万円 (内 第1事業(高压トランス等)678.8百万円 第2事業(PCB汚染物等)55.9百万円) これにより、第1事業高压トランス等1台あたり平均2,060円、第2事業PCB汚染物等1tあたり平均15,849円軽減された。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>処理の目標とするPCB廃棄物量 第1事業(高压トランス等):高压トランス(13,500台) 高压コンデンサ(265,000台) その他機器(51,000台)</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成21年度までの実績: 第1事業(高压トランス等)*:高压トランス類(4,251台) 高压コンデンサ類(52,306台) 第2事業(PCB汚染物等):PCB汚染物等(14t) * 達成目標中の「その他機器」を実際の処理手順により「高压トランス類」、「高压コンデンサ類」に分類したもの。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新設:平成16年度 延長:平成21年度</p>
<p>ページ</p>	<p>3 3</p>